佐倉市令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号に係る公費解体・撤去に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号により佐倉市内において被災した損壊家屋等を、所有者等の申請に応じて、所有者等に代わり本市が解体・撤去（解体・撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）をすることにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）損壊家屋等　損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。

（２）損壊建築物　令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号で損壊した佐倉市内に存する家屋であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　罹災証明書（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第９０条の２の規定により市長が交付する書面をいう。以下同じ。）により証明された被害の程度が全壊である建築物

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物

（３）損壊工作物等　損壊建築物と同一の敷地内に存する令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体・撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるものをいう。

（４）被災民有地　個人が所有する佐倉市内に存する土地（損壊家屋等が存するもの（損壊家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

（５）災害廃棄物等　令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

（解体・撤去の範囲）

第３条　この要綱に基づく申請により市が当該申請をした者に代わって実施する解体・撤去（以下「公費解体・撤去」という。）は、予算の範囲内において行う。

（公費解体・撤去の対象物）

第４条　この要綱に基づく申請により市が当該申請をした者に代わって実施す

る解体の対象となる物は、損壊家屋等とする。

２　この要綱に基づく申請により市が当該申請をした者に代わって実施する撤去の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。

３　損壊家屋等を改修するための解体その他の当該損壊家屋等の一部の解体・撤去は、行わないものとする。

（対象者）

第５条　公費解体・撤去の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる罹災原因（罹災証明書に記載されたものに限る。）に応じ、当該各号に定める日（以下「基準日」という。）において損壊家屋等を所有する者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

（１）令和８年８月千葉豪雨　令和８年８月１３日

（２）令和８年台風第２５号　令和８年９月２１日

２　前項に規定する申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）が基準日後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

（申請）

第６条　公費解体・撤去を希望する者は、公費解体・撤去に関する申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者又は委任者の本人確認ができる書類の原本を提示する場合は、第１号又は第４号の表１の項ウに掲げる書類を除く。

（１）運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し

（２）罹災証明書（被害の程度が全壊と証明されたものに限る。）の写し

（３）被災家屋が未登記の場合は、固定資産税評価証明書

（４）次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
１　代理人が申請手続をする場合	次のアからウまでに掲げる書類 ア　公費解体・撤去に関する委任状（別記様式第２号。原則として委任者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） ウ　運転免許証、旅券又は個人番号カードその他代理人の本人確認ができる書類の写し
２　損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類

	ア　公費解体・撤去に関する同意書（共有名義人・相続権者）（別記様式第３号。原則として同意者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）
３　賃貸物件の所有者が申請する場合	申請者を除く賃借人全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア　公費解体・撤去に関する同意書（借家等の居住者）（別記様式第４号。原則として同意者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）
４　所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請を行う場合	当該登記に係る差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の権原を有する者全員についての次のア及びイに掲げる書類 ア　公費解体・撤去に関する同意書（損壊家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））（別記様式第５号。原則として同意者の実印を押印） イ　印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）
５　所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次のアからエまでに掲げる書類。ただし、所有者の相続人が１人であるときは、イからエまでに掲げる書類を除く。 ア　所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ　相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書の写し ウ　相続人全員分の印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） エ　相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。）
６　所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	次のアからエまでに掲げる書類 ア　所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ　共同相続人の全員（申請者を除く。）に係る公費解体・撤去に関する同意書（共有名義人・相続権者）（同意者の実印を押印）

	ウ　相続人全員分（申請者を除く。）の印鑑登録証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの） エ　相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。）

備考

１　委任状（公費解体・撤去に関する委任状をいう。以下同じ。）又は同意書（公費解体・撤去に関する同意書（共有名義人・相続権者）、公費解体・撤去に関する同意書（借家等の居住者）及び公費解体・撤去に関する同意書（損壊家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））をいう。以下同じ。）について、委任者又は同意者が自署し、その者の本人確認書類の写しを添付する場合は、当該委任状又は同意書へのその者の実印の押印及び印鑑登録証明書の添付を省略することができる。

２　次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合には、２の項、３の項、４の項及び６の項の右欄に掲げる書類（６の項アの書類を除く。）の添付を省略することができる。

（１）損壊家屋等について、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第５７条の規定による申請に基づき滅失の登記が行われた場合又は同法第２８条の規定により登記官の職権で滅失の登記が行われた場合

（２）申請者から提出された損壊家屋等の建物性に関する申告書（別記様式第６号）に基づき、建物性がないものと市長が判断した場合

３　２の項、３の項、４の項又は６の項の左欄の区分に該当する場合において、当該区分に応じて右欄で定める者の全てからは同意書を取得することが困難であると市長が認めるときは、申請者からの公費解体・撤去に関する宣誓書（別記様式第７号）の提出により、その認められる範囲内において、２の項、３の項、４の項及び６の項の右欄に掲げる書類（同項アの書類を除く。）の添付を省略することができる。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項第３号及び第４号（同号の表１の項ウ及び同表５の項イの規定を除く。）に掲げる書類は、特段の事情があると市長が認める場合を除き、基準日以降に作成された原本を提出するものとする。

３　第１項の規定による申請書の提出期限は、令和８年１２月２８日とする。ただし、所有者不明建物管理人（民法（明治２９年法律第８９号）第２６４条の８第４項に規定する所有者不明建物管理人をいう。）等が申請する場合の提出期限は、市長が別に定める。

（実施の決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、公費解体・撤去の実施を決定したときは公費解体・撤去の決定通知書（別記様式第８号）により、公費解体・撤去の実施が不適当と決定したときは公費解体・撤去の却下（取消）決定通知書（別記様式第９号）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

（公費解体・撤去の費用の負担）

第８条　公費解体・撤去に係る費用は、第１条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲内で、市が負担する。

（遵守事項）

第９条　公費解体・撤去に際し、第７条第１項の規定による決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）損壊建築物に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びこれに伴う諸手続は、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続を損壊家屋等の解体・撤去の実施前までに完了すること。

（２）他者の災害廃棄物等その他の廃棄物を解体・撤去対象として申請しないこと。

（３）虚偽の申請を行わないこと。

（４）損壊家屋等の解体・撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、隣接地の所有者等に対してその旨を公費解体・撤去に関する土地使用のご連絡（別記様式第１０号）により民法第２０９条第３項の規定に基づく通知をし、その内容を市長に提出すること。

（５）損壊家屋等の解体・撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

（６）損壊家屋等内の家財道具等について、次の事項を遵守すること。

ア　公費解体・撤去を実施するまでに搬出すること。ただし、解体・撤去前の申請者、解体業者、市等との事前立会又はこれに類する方法を経て、やむを得ない理由により搬出が困難であると市長が認めた家財道具等（以下「指定家財道具等」という。）については、この限りでない。

イ　指定家財道具等が家財道具等であることを明示するとともに、公費解体・撤去後の指定家財道具等の保管について適切に対応すること。

ウ　イの規定により家財道具等であることを明示された指定家財道具等を除き、損壊家屋等内にある物は、すべて災害廃棄物等とみなして市が撤去・処分することに異議を述べないこと。

エ　市が家財道具等の管理を行わず、かつ、管理の責任も負わないことについて、異議を述べないこと。

（７）第１号に掲げるような損壊家屋等の解体・撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

２　市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第１０条　申請者は、やむを得ない理由がある場合は、公費解体・撤去の申請を取り下げることができる。ただし、当該申請に係る損壊家屋等の公費解体・撤去に着手した後は、取り下げることができないものとする。

２　前項本文に規定する申請の取下げは、取下げの事由が生じた日以後速やかに公費解体・撤去に係る申請取下書（別記様式第１１号。以下「取下書」という。）を市長に提出して行うものとする。

（実施の取消し）

第１１条　市長は、公費解体・撤去の実施の決定後において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、公費解体・撤去の却下（取消）決定通知書により、申請者に対し、当該公費解体・撤去をしない旨を通知するものとする。

（１）申請者の責めに帰すべき事由により、損壊家屋等の解体・撤去を実施する日として市及び申請者の間で取り決めた日に解体を実施することができず、その後においても、申請者が正当な理由なく日程調整に応じない等により、速やかに当該解体・撤去を実施することが困難と市長が認めるとき。

（２）前条第１項に規定する期限までに取下書が提出されたとき。

（３）申請者から公費解体・撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がない場合において、市長が別に定める期限までに取下書の提出を行うよう申請者に対し市から通知した後も、当該期限までに取下書の提出がないとき。

（完了通知）

第１２条　市長は、公費解体・撤去を実施した場合において、申請者、解体業者、市等との完了立会又はこれに類する方法によりその完了を確認したときは、申請者に対し、公費解体・撤去の完了通知書（別記様式第１２号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１３日から施行する。